

おだわら環境志民ネットワーク おだわら森里川海ブランド実施要領

(概要)

第1条 おだわら環境志民ネットワーク会員（以下、「会員」という。）が提供する商品等を「おだわら森里川海ブランド」として認定し、その商品等が自然環境に貢献する背景（ストーリー）を含めた魅力を市内外へ効果的に発信していくため、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 おだわら環境志民ネットワーク（以下、「本会」という。）のビジョン「豊かな森里川海を次世代に」を実現するため、地域資源から価値を創出（地域循環共生圏構築の具体化）する一つの手段として、小田原の自然環境に貢献しているモノやサービス（以下、コンテンツという。）を効果的にPRする仕組みを作ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) おだわら森里川海ブランド（以下、「ブランド」という。）

小田原の自然環境に配慮されたことを示す環境認証ラベルで、本会から自然環境に貢献すると認定されたコンテンツをいう。

(2) 自然環境に貢献しているモノやサービス

小田原の豊かな自然環境の特徴である、ひとつらなりとなった森里川海へ貢献するモノやサービスをいう。また、消費者がそれらを購入することで、自然環境保全等に貢献することができるモノやサービスでもある。

(3) 認定、認定品

会員から申請されたコンテンツのうち、一定の基準に適合すると本会が認めるものをブランドとして定めることをいう。また、認定されたコンテンツを認定品という。

(ブランド名及びマーク)

第4条 ブランド名は「Green Selection（グリーンセレクション）」とし、認定品であることを証明するマーク（以下、「認定マーク」という。）は別図に定めるとおりとする。

(申請)

第5条 認定の申請については、会員のみ申請できることとし、別に定める募集要項に基づき、おだわら森里川海ブランド認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、本会に提出することとする。

2 会員は、申請した事項に変更が生じたときは、おだわら森里川海ブランド申請事項変更届出書(様式第2号)により速やかに本会に届け出なければならない。

(認定)

第6条 会員から申請されたコンテンツについて、次の要件の全てに該当すると認められるものを本会においてブランドとして認定する。

(1) 会員が製造または販売するコンテンツであること。

(2) 小田原の森里川海の恵みにより成り立っており、同種の汎用品と比べて生産過程等で自然環境への配慮がされていること。

(3) 商品等が販売・消費されることで、小田原の自然環境の維持・保全・再生が促進される物語を有していること。

2 ブランドの認定にあたっては、別に本会内に設置するブランド認定審査会により審査のうえ、決定し、おだわら森里川海ブランド認定書(様式第3号)または、おだわら森里川海ブランド認定基準不適合通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(ブランド認定審査会)

第7条 前条第2項に規定するブランド認定審査会は、次に掲げる者のうちから、10人程度で組織する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 事業担当理事

(4) 事務局長

(5) 会員

(6) その他、会長が必要と認める者

2 ブランド認定審査会の設置に関する事項は別に定める。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定を決定した日から3年間とする。

(認定の表示)

第9条 会員は、認定品、包装、容器、案内物等に認定マークを表示、または認定マークを表示したシール（以下「認定シール」という。）を貼り付け、認定品として認定されたものであることを示さなければならない。

2 会員は、認定マーク使用届（様式第5号）を本会に提出し、認定マークを使用することとする。本会からの認定シールの提供を希望する場合は、認定シール作成に要した実費額を本会に支払わなければならない。

3 会員は、認定品以外のコンテンツに認定マークを表示することはできない。

（認定料）

第10条 会員は、コンテンツの認定を受けたときには、認定料を納付しなければならない。

2 認定料は、1認定品につき3千円とする。ただし、本会が認定料の負担を免除する必要があると認めるときは、認定料を免除することができる。

3 認定後に認定が取り消された場合には、認定料は返金しないものとする。

（認定の更新）

第11条 会員は、認定期間の満了に伴い認定の更新を行おうとするときは、認定期間満了の2箇月前までに、おだわら森里川海ブランド認定更新申請書（様式第6号）により本会に申請しなければならない。この場合において、認定の更新に関する手続は、第6条の規定を準用する。ただし、認定内容に変更がなく、本会が認めた場合は、ブランド認定審査会による審査を省略することができる。

2 前項の規定により更新した認定の有効期間は、認定の更新を決定した日から3年間とし、認定料については、前条の規定を準用する。

（認定の取り消し）

第12条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第6条の要件に適合しなくなると認められるとき。

(2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(3) 認定品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。

(4) ブランドの名誉を著しく傷つける行為を行ったと本会が認めたとき。

(5) その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定により認定を取り消した場合は、おだわら森里川海ブランド認定取消通知書（様式第7号）により速やかにその旨を当該会員に通知するものとする。

3 第1項の規定により認定が取り消された会員は、当該認定品に表示している認定マークの使用を中止しなければならない。

(ブランド及び認定品のPR、販路拡大)

第13条 本会は、本会ホームページにおいて認定品を紹介した専用ページを作るほか、市内施設でチラシを配布するなど、ブランドや認定品について広くPRを行うこととする。

2 本会は、イベント等において認定品の委託販売等を行うほか、ふるさと納税返礼品への追加、通販サイトでの販売等、認定品の販路拡大に努めるものとする。この場合において、本会は販売に係る手数料として別に定める額を、当該認定品を有する会員から徴収することができる。

3 認定品を有する会員は、ブランド全体及び認定品に係るPRに積極的に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月28日から施行する。

別 図 (第4条関係)

